

### 37. 収益事業を行わない場合には、法人税は課税されないのですか？

NPO 法人は、収益事業を行っていない場合には、法人税はかかりません。法人事業税、法人都道府県民税・法人市町村民税の法人税割額もかかりません。しかし、法人都道府県民税・法人市町村民税の均等割額は原則として課税されます。法人都道府県民税・法人市町村民税の均等割とは、赤字の法人であっても課税されるもので、NPO 法人の場合には事業年度が 1 年の場合には法人都道府県民税が約 2 万円（東京 23 区は区民税も含めて 7 万円）、市町村民税が約 5 万円（自治体により異なります）課税されます。

ただし、一部の都道府県・市町村では、一定の要件を満たす法人については収益事業を行っている場合にも免除等申請により免除等となることがあります。この免除等申請は、NPO 法人の事業年度に関らず、各自治体で定めた期間（東京都の場合には 4 月 1 日～4 月 30 日）に所轄の都道府県税事務所・市町村で行う必要があります。免除等が認められた場合には、当該官庁より「免除（減免）通知書」が送付されます。

<参考>

[東京都主税局 法人都民税均等割の免除についてのご案内](#)